

令和2年第3回 県議会定例会

(子ども家庭課)

杉本 透 議員 (会派：自由民主党)

9月10日

代表質問

<p>質 問</p>	<p>3 県民の安全安心を守る取組について (1) 児童虐待防止対策における児童相談所の体制強化について</p> <p>県では、児童福祉司や児童心理司の増員や、関係機関との連携により、虐待の未然防止や早期発見、迅速・的確な対応に取り組んでいるが、県所管の児童相談所の中でも、中央児童相談所と厚木児童相談所では、年間2,000件以上の虐待相談に対応していることから、組織の適正規模や仕事のやり方など児童相談所の体制について、抜本的な見直しが必要であると考えている。</p> <p>見直しには、市町村や警察、保健福祉事務所など関係機関との連携など、丁寧な対応や検討が求められるものもあるが、子どもの命に関わることであるため、出来ることはすぐにでも取りかからなければならないと考える。</p> <p>そこで、児童虐待防止対策における児童相談所の体制強化について、今後、どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。</p>
<p>知 事 答 弁</p>	<p>【答】</p> <p>県民の安全安心を守る取組について何点かお尋ねがありました。</p> <p>まず、児童虐待防止対策における児童相談所の体制強化についてです。</p> <p>児童虐待はあってはならないものであり、子どもの命を守る児童相談所の役割は、大変重要です。</p> <p>県の児童相談所で対応した虐待相談は、平成27年度の3,700件から、昨年度は7,300件と5年間でほぼ倍増しており、この間、全体で70名であった児童福祉司を139名に増員して一つひとつの事案に丁寧に対応してきました。</p> <p>また、警察や学校、病院などと、地域のネットワークを構築して、虐待の未然防止や早期発見に取り組むとともに、複雑困難化する事案に対応するため、弁護士や警察官の配置も進めてきました。</p> <p>しかし、今後も虐待件数の増加が見込まれ、職員の増員に伴い組織が大規模化していく中では、迅速かつ的確に事案に対応できる運営体制を確保することが重要な課題です。</p> <p>特に、虐待件数が多く、すでに職員が100名を超えている、中央児童相談所や厚木児童相談所については、これ以上、組織が大規模化しないよう早期に対応することが喫緊の課題です。</p> <p>そこで県では、この秋から、庁内にプロジェクトチームを設置し、児童相談所の更なる体制強化について検討を進めていきます。</p> <p>プロジェクトチームでは、相談件数などの推計による所管区域の見直しや、虐待対応方法の抜本的な見直し、民間活力の導入などを検討していきます。</p> <p>また、喫緊の課題である中央児童相談所等の適正規模化については、新しい児童相談所の設置の検討も行っています。</p> <p>今後も引き続き、すべての子どもの「いのち輝くかながわ」を実現するため、児童虐待防止の取組を着実に進めてまいります。</p>

【再質問】

中央児童相談所等の適正規模化とは、具体的にどのように取り組むのか。
また、プロジェクトチームでは、虐待対応の見直しについて、どのようなことを考えているのか。

【再質問への答弁】

中央児童相談所等の適正規模化については、他県に、同じ建物の中に、二つの児童相談所を設置している例がありますので、短期間で組織の適正規模化を図るために、中央児童相談所においても、こうした方法がとれないかを検討しているところであります。

次に、プロジェクトチームでの検討については、起きてしまった虐待への対応だけでなく、虐待を未然に防ぐ取組も見直してまいります。

例えば、地域コミュニティの力を活用した見守りネットワークの強化や、職員が対応する業務に民間の力を導入できないかなど、あらゆる角度から検討を行って、虐待防止に向けて全力で取り組んでまいります。

【要望】

児童相談所の体制強化について、児童相談所の対応の遅れにより、子どもたちの命が守れないことはあってはならない。子どもたちの命を預かる児童相談所の役割は大変重要であるため、児童相談所の体制の更なる強化については、できることからすぐにでも取り組んでもらいたい。

プロジェクトチームでは、児童相談所や市町村をはじめとした地域のネットワークがより効果的に機能するよう、民間活力の導入も含め検討し、児童虐待防止にしっかりと取り組むことを強く要望する。

令和2年第3回県議会定例会知事答弁要旨

代表質問（令和2年9月10日）

河川課

杉本 透 議員（自民党 南足柄市・足柄上）

質
問

3 県民の安全安心を守る取組について
(2) 豪雨災害に対する河川の取組について

令和元年東日本台風では、県西部や県央を中心に浸水被害や土砂災害が数多く発生した。また、城山ダムにおいては緊急放流が行われ、ダム下流の県民に大きな不安を与えたこともあり、県民の水害への危機意識は大きく高まることとなった。

そうした中、県では、「神奈川県水防災戦略」を策定・公表し、被害を最小化するための緊急的な対策を進めるなど、ハードソフトの両面から様々な水害対策に重点的に取り組むこととしているが、今年も、破堤や溢水による大水害が起きることがないように河川の整備などによる治水事業を重点的に進めるとともに、適切な情報提供などによる住民避難を促す取組を進める必要があると考える。

そこで、豪雨災害の頻発化・激甚化が想定される中、河川ではどのような対策を行ってきたのか、また、今後、どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

知
事
答
弁

次に、豪雨災害に対する河川の取組についてです。

県は、豪雨災害の頻発化・激甚化に備えるため、水防災戦略を定め、広い範囲で治水効果が期待できる遊水地の整備や、鉄道交差点で川幅が狭くなっているボトルネック箇所の整備など、大規模事業を加速させています。

また、河川施設の能力を最大限に発揮させるよう、堆積土砂の撤去などにも取り組んでいます。

こうしたハード整備と合わせて、緊急時に住民の皆様の避難を支援するため、市町村から多くの要望を受けている河川監視カメラや水位計の増設などのソフト対策も積極的に進めています。

さらに、相模川水系の城山ダムでは、昨年、緊急放流を行いました。より大きな降雨に対応できるよう放流量を増やすとともに、あらかじめダムの水位を下げる事前放流の運用を8月から開始しました。

また、これまで事前放流を行っていなかった酒匂川水系の三保ダムでも、9月から、初めて事前放流の運用を開始するなど、県内のダムにおける洪水調節機能を強化しました。

このほか、緊急時に、迅速かつ正確に市町と同時に情報共有が図られるよう、ラインワークスを基軸とした新たな仕組みを構築しました。

今後、水防災戦略に基づく河川整備を着実に進めるためには、財源の確保が必要です。

そこで、昨日、私自ら、全国知事会の危機管理・防災特別委員長として、来年度の国の概算要求に向けて、武田国土強靱化担当大臣に緊急要望を行いました。

今後とも、県は、十分な予算措置を講じるよう、引き続き、国へ強く働きかけるとともに、県民の命と財産を守るために、河川の治水対策にしっかりと取り組んでまいります。

9月10日

代表・一般 質問

杉本 透 議員（会派 自民党）

質問番号 3（3）

問合せ先 森林再生課 矢崎 電話（045-210-4330）

質問要旨

3 県民の安全安心を守る取組について

(3) 林道災害の早期復旧について

令和元年東日本台風による被害から1年近くが経過する中、一般道や河川に比べ、林道の災害復旧については遅れている印象が否めない。路線によっては林道が寸断されたまま手つかずの箇所もあり、地域の住民等からは不安の声も聞いている。林道は山奥にあるが、沿線住民が生活道として利用しているものもあり、何より森林整備のためのアクセス道である。そのため、復旧が遅れば、その奥の森林整備も遅れることになり、水源林整備の計画にも遅れを生じかねない。今後、いつまた同じような災害が来てもおかしくないという危機意識を持って、対応していく姿勢が重要であり、そのためには、林道の復旧が一般道と比べて遅れている要因をしっかりと検証し、速やかに被災箇所の復旧を進めていくことが必要である。

そこで、林道災害の早期復旧に向け、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

答弁要旨

次に、林道災害の早期復旧についてです。

近年、地球温暖化等の影響により自然災害が頻発化・激甚化し、昨年の台風第19号では、県営林道67路線中50路線で390箇所もの被害を受けました。これほどの林道被害は、今まで経験したことがありません。

県では、この大規模災害に迅速に対応し、全ての応急復旧工事を完了していますが、本格復旧工事が必要な97箇所は、国の補助を受けて3か年計画で進めることとし、現在37箇所を着工しています。

林道が一般道と比べて復旧に時間を要するのは、道幅が狭いうえ、山の中の一本道の路線が多いため、復旧箇所が複数ある場合には、手前から順次工事を進めていかなければならないことが要因です。

しかしながら、林道の中には地域住民の生活に不可欠な路線もあり、また水源地域の森林整備や水防災戦略に位置付けた予防的な治山工事を進めるためにも、できる限り早期の復旧に努めなければなりません。

そこで県では、生活道として早期復旧の要望が強い5路線を最優先で整備するとともに、水源林整備等に必要なその他の路線も順次復旧を進めていきます。

その際、遅れの要因となっている複数箇所の工事が必要な路線については、例えば手前の工事を迂回する仮設道を設置して、奥の工事を進めるなど、より多くの路線で同時に工事が進むよう工夫していきます。

また、手前の工事の重機が道をふさいで奥の工事ができないといったことがないように、施工業者間の工程をずらすなど県が調整し、令和3年度末には、計画どおり全ての箇所の復旧を終えたいと考えています。

今後も、地域の声を踏まえて林道の復旧工事を進め、大規模災害はいつ来るかわからないという危機意識を持って、林道の早期復旧に取り組んでまいります。

私からの答弁は以上です。

令和 2 年 第 3 回 定 例 会 警 察 本 部 答 弁 要 旨

令和 2 年 9 月 10 日 (代表) 一般 質問

杉本 透 議員 (会派 自 民 党)

質問番号 3 - (4)

(質問要旨)

3 県民の安全安心を守る取組について

(4) 妨害運転に関する県警察の取組について

改正道路交通法の施行により、いわゆる「あおり運転」が妨害運転と定義され、新たに罰則の創設や行政処分の引き上げが行われたが、法改正による一定の抑止効果もあり、現在まで県内で妨害運転の検挙はなく、全国的にも数件の検挙数に留まっていると聞いている。

県警察においては、重大な交通事故となりかねない妨害運転を厳しく取り締まってほしいが、まずはこのような妨害運転が行われないよう安全で快適な交通環境を構築していくことが重要となる。

そのためには、とりわけ改正法の内容を県民に対して周知徹底することや、妨害運転に直結する交通違反の取締りを強化することが有効と考える。

そこで、県警察において、妨害運転の抑止に向け、どのように取り組んでいくのか、見解を伺いたい。

(警察本部長答弁)

- 妨害運転に関する県警察の取組についてお答えをいたします。
- 県警察では、本年 6 月 30 日に施行された改正道路交通法に適切に対応するため、広報啓発及び厳正な交通取締りに取り組んでおります。
- 具体的な取組ですが、まず、広報啓発については、妨害運転の危険性、妨害運転には厳しい罰則が科せられること、さらには妨害運転を誘発しない運転の必要性などについて、改正法の施行前からラジオ放送や交通情報板などの各種広報媒体を活用して広く周知をしてまいりました。
- 今後もあらゆる媒体を活用して広報啓発を推進していくほか、妨害運転の抑止や妨害運転を受けた場合の立証に有効であるドライブレコーダーの普及促進についても、関係機関・団体と連携しながら広く県民の皆様呼びかけてまいります。

- 次に、交通取締りについては、県警察では平成 29 年に東名高速道路上において発生した重大な交通死亡事故以来、事故に直結する可能性の高い車間距離不保持違反等の取締りを強化してまいりました。
- 引き続き、妨害運転の芽を摘むため、危険性の高い違反の取締りを強化してまいります。
- また、新たな取組といたしまして、改正法施行日の 6 月 30 日及び夏の事故防止運動に先駆けた 7 月 10 日に高速道路等において、ヘリコプターとパトカーなどによる空陸連携した交通取締りを実施いたしました。
- 今後も必要に応じ、こうした取締りを実施してまいります。
- 妨害運転は極めて悪質で危険な行為であり、重大な事故の原因となるなど断じて許されないものであります。
- 県警察といたしましては、広報啓発や交通取締りを通じて妨害運転の抑止に努めるとともに、この種行為を仮に認知した場合には、法の趣旨に則って厳正に対処してまいります。
- 以上でございます。